

## **和泉市立老人集会所条例の一部改正について（概要）**

**福祉部高齢介護室**

### **1 主な改正の理由**

地域交流活動の促進のため、はつが野老人集会所を設置するに当たり、名称及び位置を定める必要がある。

### **2 主な改正の内容**

#### **【第2条関係】**

はつが野老人集会所の名称及び位置を、以下のとおり定めるもの。

名称：和泉市立はつが野老人集会所

位置：和泉市はつが野五丁目29番1号

### **3 施行期日**

令和8年4月1日から施行する。

議案第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地域交流活動の促進のため、はつが野老人集会所を設置するに当たり、名称及び位置を定める必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立老人集会所条例（昭和48年和泉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧														
(名称及び位置) 第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>和泉市立青葉はつが野老人 集会所</td><td>和泉市はつが野一丁目49番1 号</td></tr><tr><td>和泉市立はつが野老人集会 所</td><td><u>和泉市はつが野五丁目29番1</u> 号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(中略)		和泉市立青葉はつが野老人 集会所	和泉市はつが野一丁目49番1 号	和泉市立はつが野老人集会 所	<u>和泉市はつが野五丁目29番1</u> 号	(名称及び位置) 第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>和泉市立青葉はつが野老人 集会所</td><td>和泉市はつが野一丁目49番1 号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(中略)		和泉市立青葉はつが野老人 集会所	和泉市はつが野一丁目49番1 号
名称	位置														
(中略)															
和泉市立青葉はつが野老人 集会所	和泉市はつが野一丁目49番1 号														
和泉市立はつが野老人集会 所	<u>和泉市はつが野五丁目29番1</u> 号														
名称	位置														
(中略)															
和泉市立青葉はつが野老人 集会所	和泉市はつが野一丁目49番1 号														

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。